

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成25年 6月 4日現在

機関番号：14701

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2010～2012

課題番号：22510268

研究課題名（和文）国家テロリズムに関する市民の歴史認識の分裂と歴史教育

研究課題名（英文） History Education and Split of Historical Recognition in Uruguayan Civil Society about State Terrorism

研究代表者

内田 みどり (UCHIDA MIDORI)

和歌山大学・教育学部・准教授

研究者番号：10304172

研究成果の概要（和文）：

ウルグアイにおける1973年のクーデターと軍の人権侵害について、歴史家は一致して「少数派の大統領が軍に頼った末に生じた「国家テロリズム」とみなしている。だがゲリラと軍の双方に責任があるという「二つの悪魔」説が市民の間で生き残っているのは、合法政党に転身した元ゲリラを選挙戦で攻撃するために、自分たちは軍政の被害者だと考える政治家がこの説を利用してきたからだ。

研究成果の概要（英文）：

The Uruguayan historians in total accord interprets that the dependence on military of president who had not support in his own party caused a coup d'etat of 1973 and violation of human rights, i.e., state terrorism. But the idea of both guerrilla and military were responsible for coup d'etat, namely "two demons" theory has still influence among Uruguayan society. The reason why this theory which already lost power in Argentine persists in Uruguay is that some politicians who see themselves were victims of conflict between guerrilla and military have utilized it in electoral campaign in order to attack former guerrillas who have turned legal party and made a remarkable success.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2010年度	100,000	30,000	130,000
2011年度	600,000	180,000	780,000
2012年度	100,000	30,000	130,000
年度			
年度			
総計	800,000	240,000	1,040,000

研究分野：地域研究

科研費の分科・細目：地域研究

キーワード：ウルグアイ軍政期人権侵害、失効法、歴史認識、2つの悪魔説、ホセ・ムヒカ
国民投票、沈黙の行進、ヌンカ・マスの日

1. 研究開始当初の背景

ウルグアイは1973-85年の軍政以前には南米で最も民主的な国であり、民政移管後も様々な

指標から南米で最も民主的な国活民主主義への国民主義への高い国とされる。だが、同時に、軍政時代の人権侵害を免責する「失効法」

を成立させただけでなく、1989年の国民投票で失効法の存続を僅差で容認し、責任者処罰を怠ってきた。国家が軍政時代に強制失踪のような人権侵害があったことを公式に認めたのは2000年に発足したバジジェ政権(コロラド党)の時代である。2005年に史上初めて左派連合・拡大戦線の政権として発足したバスケス政権は、失効法を守りつつ逆にその適用を軍政期間内に軍・警察が起こした国内事件に限定することで、人権侵害事件を訴追する道を開いた。またバスケスは軍に命じて強制失踪被害者の行方に関する調査報告書を提出させるとともに、研究者による強制失踪被害に関する包括的報告書を2007年7月に公開し、この報告書のなかで軍・警察の人権侵害を「国家テロリズムであった」と明言した。だが、2009年の大統領・国政選挙と同日に行われた失効法無効を求める国民投票の結果は、軍政期ならびにその前後の時期について、ウルグアイ国民の中に対立し、矛盾する解釈が存在することを示した。すなわち、軍政前の武装ゲリラ・ツパマロスの元リーダーで、軍政期には「人質」として収監されていたホセ・ムヒカを拡大戦線が大統領候補に選んだだけでなく、彼が本選挙で47%の得票を得、決選投票で勝利したことは、約半数の有権者は「非合法的な暴力の使用とそれに伴う民主主義の崩壊について「軍もゲリラも悪かった」とする『二つの悪魔』説に依拠していないことを示している。一方で、コロラド党が候補者選定の党内選挙で軍政に道を開いたボルダベリ大統領の息子ペドロ・ボルダベリを選び本選挙で前回より善戦したこと、ならびに、大統領在任(1990-95年)中に軍政期人権侵害問題に全く取り組まなかっただけでなく、選挙期間中に「失効法の無効化は時計の針を逆回しするだけであり、無効にする必要はない」と公言した国民党のラカジェ大統領候補が本選挙で第2位となって決選投票に進んだこと、有権者の10%以上の署名を集めて実現した失効法無効化を求める国民投票が、(直前に最高裁で失効法違憲判決が出たにもかかわらず)無効化賛成票が47%しかなく、またもや僅差で失効法が存続することになってしまったことは、ウルグアイの少なからぬ有権者が「過去の人権侵害は裁かなくても良い」「過去の人権侵害は忘れられても良い」と考えていることを意味するのではないか。

2. 研究の目的

「研究開始当初の背景」で概観したような、自国の過去の「不都合な真実」に対する市民

社会の側の分裂した歴史認識は、歴史教育のあり方にどのような影響をもたらすだろうか。日本でも近年、過去に日本が行った戦争についての教科書記述を「自虐史観」であると批判し、日本の行為を正当化した教科書を学校で使わせようとする一部の自称「研究者」たちの活動が、少なからぬ市民の賛同を得て、こうした教科書が検定を通過したばかりか、これを採用する自治体もわずかながら現れ、歴史教育が揺れ動いている。ウルグアイにおいてもみられる、自国の過去の「不都合な真実」に対する市民社会の側の分裂した歴史認識、民主主義にそぐわない歴史認識が、歴史教育のあり方にもたらす影響を解明しようと試みた。

3. 研究の方法

本研究では歴史教育を学校教育だけに限定せず、歴史教育をより広い意味でとらえ、博物館や記念式典を歴史認識にかかわる一般成人向け啓蒙機関と位置づけて分析対象とした。博物館は、出来事を直接経験したのではない人々に「すでに忘れられた・忘れさせられた・忘れさせられつつあることを思い出し」「記録」し、自分が体験したかのように記憶させる啓蒙機関である(藤原帰一『戦争を記憶する』講談社現代新書、2001年)からだ。また、記念式典は、ベネディクト・アンダーソンの『創造の共同体』増補版などの先行研究が示すとおり、ナショナリズム構築にとって大きな意味を持ってきた。どのような日にどのような記憶を追想する記念式典が举行されるかは、国家による「歴史の選択的忘却と集合的記憶の再構築」のきわめて明快なメッセージだからだ。

ウルグアイでは軍政期人権侵害にかんする博物館として記憶博物館(モンテビデオ県立)が作られている。また、人権侵害の歴史にかかわる記念式典としては、被害者家族が始めた『沈黙の行進』(軍政を批判して亡命先で殺害された2名の政治家の命日にちなんで5月20日に行われる)とバスケス政権が国民和解のために始めた『ヌンカ・マス(二度と再び)の日』(建国の英雄アルティガスの誕生日に行われる)という、ルーツ・目的の異なる式典がある。これらの記念式典について現地報道を通じて情報を収集するとともに、先行研究文献の整理および2011年度に現地調査を実行し、歴史家等の識者インタビューによって研究を行う。

4. 研究成果

研究期間の初年度である2010年は、現地新聞報道から情報を収集し、軍政期人権侵害にかかわる2つの記念行事に焦点を当てた。2010年3月に就任したホセ・ムヒカ大統領(拡大戦線)は、基本的にバスケス前政権(拡大

戦線)の政策を踏襲し、個別事件につき失効法(免責法)の適用外とすることで訴追の道を開いた。また、『沈黙の行進』については、被害者家族の会に大統領府から参加を呼びかけさせ、大統領自身も短時間ではあるが行進に参加した。一方で、バスケス大統領が国民和解を目的として制定した「ヌンカ・マスの日」の行事は簡素だった。

ウルグアイでは軍政期にかかわる歴史教育は2008年によく始まったといわれる。2011年8月～9月に現地識者調査を実施し、バスケス前政権(2005・3～2010・2)の下で行われたウルグアイ軍政期(1973-85年)人権侵害に関する調査報告書作成に携わったホセ・リーリャ氏・ヘラルド・カエタノ氏と共和国大学で歴史教育に携わるカルロス・デマシ氏らにインタビューした。リーリャ氏は歴史教育を行う教師が軍政期について立場の異なる「家族の歴史的記憶」を持っていることが、歴史教育の「客観性」「中立性」とかかわる厄介な問題を提起するのではないかと指摘するものの、歴史家の間では、軍政期人権侵害=国家テロという見方で一致しており(日本のような)争いはない、という。小学校6年と中学3年で用いられる歴史教科書各1点も入手したが、教科書でも、クーデターの原因について「1972年には左翼ゲリラはほぼ壊滅した一方で、対ゲリラ作戦で影響力を拡大した軍が、孤立する大統領を脅して政治的関与を強めていった」とバスケス政権期の専門家報告書の見方が踏襲されていた。だが、失効法無効化をめぐる国民投票の結果からも拝察されるように、歴史家の見方は十分一般市民に伝わっているとはいえない。それはなぜか。軍政期の人権弾圧にかかわる事物等を収集展示している記憶博物館(モンテビデオ県立)のエルビオ・フェレイラ館長は、記憶博物館で行われる生徒たちの校外学習や、バスケス前政権で突破口が開かれた国家テロリズムに関する裁判が、軍政期人権侵害にかかわる歴史認識の深化に役立っているという。逆に言えば、失効法の存在と失効法適用外の海外事件についてすら裁こうとしなかった民政移管後の伝統政党出身の歴代大統領の姿勢が裁判を通じた真相究明を阻んできたことが、特に軍政期に関する歴史教育を受けなかった世代の歴史認識に影響しているのではないかと。裁判を責任者処罰の観点だけでなく、歴史認識とのかかわりで捉える必要がある。

デマシ氏は2005年に公教育行政中央審議会から現代史コース実現のための歴史家グループの一員に選ばれた。だが彼はクーデターの原因について、(治安悪化は)軍の弾圧が先かゲリラの活動が先かわからない・1973年初めの時点ですべての党が軍と連盟しようと考えていた・民政移管の時にフェレイラが

交渉を拒否したことは国民党をカストロフに陥れた、という説を発表していたため、国民党から罷免を要求された。そのデマシ氏は、ウルグアイで「二つの悪魔」説が消えないのは、現在の政治状況で自ら(とその会派)を有利にするために、「二つの悪魔」説を利用している政治家がいるからだ、と指摘する。元ゲリラたちが民政移管後に合法政党に転換し、選挙で成功をおさめ、ついには大統領に就任したことで(現在の国防大臣も元ゲリラ)、過去の歴史をどう認識するかという問題は、現在の政治的対立と直接結びつけられ、現在の左派政権批判に利用されている(ラカジェ元大統領はその典型だ)。そして、そうした政治家の多くは、軍とゲリラの対決の間で板ばさみになった「被害者」と自己を認識している、とデマシ氏は指摘する。ゲリラの政治的勝利という状況は、ゲリラが政治的影響力を失う一方、民政移管当初は二つの悪魔説が流布していたが、その後の裁判等で真相が明らかになったことで二つの悪魔説が消えていったアルゼンチンとは異なる点だ。

2012年度は移行期正義に関して過去に行ってきた研究の蓄積を生かし、日本平和学会『平和研究』第38号「体制移行期の人権回復と正義」編集責任者として編集作業に携わり、特集号のテーマにかかわるサーベイ論文として巻頭論文「多様化する移行期正義研究の軌跡」(清水奈名子氏と共著)を執筆した。また、「二つの悪魔」説の政治利用について、「ウルグアイにおける歴史の政治的利用:軍政の責任をめぐる」(『法政理論』(新潟大学法学部)45巻3号)で分析を試みた。

南米地域の移行期正義について、免責法とそのインパクトに焦点をあてた研究は日本では少ない。また、ウルグアイの移行期・ポスト移行期正義にかかわる研究は、膨大な実績があるアルゼンチン、チリ等に比べ国際的にも少ないため、本研究はその空隙を生めるものとして意義がある。失効法に対する米州人権裁判所の判決や、それを予測して拡大戦線が行った失効法解釈法、人道犯罪時効不適用法をめぐる伝統政党と拡大戦線の対立、時効不適用法をめぐる最高裁の判断等の法律論争については今後の研究課題である。また、ウルグアイでは、1960年代から軍政にいたる時代に当事者だった人々の子供世代が、政党リーダーとして活躍する時代になっている。「二つの悪魔」説は彼らの歴史認識とどうかかわるのか、子供世代もこの説を政治利用するのか、についても今後解明すべき課題としたい。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計4件)

①内田みどり「ウルグアイにおける歴史の政治的利用:軍政の責任をめぐる」『法政理

論』(新潟大学法学部) 45 卷 3 号、査読無、
2013 年、160-175 頁

②内田みどり・清水奈名子「多様化する移行
期正義研究の軌跡」『平和研究』第 38 号巻頭
言、査読無、2012 年、i-xii 頁

③内田みどり「2010 年ウルグアイ地方選挙」
『和歌山大学教育学部紀要・人文科学篇』第
61 集、査読無、2011 年、47-53 頁。

④内田みどり「2 期目に入ったウルグアイ左
派政権-2009 年大統領・国政選挙の経緯」『ラ
テンアメリカ・レポート』査読有、27 卷 1 号、
2010 年、27 頁。

6. 研究組織

(1) 研究代表者

内田 みどり (UCHIDA MIDORI)

和歌山大学・教育学部・准教授

研究者番号：10304172